

設楽町パートナーシップ・
ファミリーシップ制度ガイドブック
(案)



令和 年 月 日

目次

1	制度の目的	1
2	パートナーシップ・ファミリーシップとは	1
3	宣誓をすることができる方	1
4	通称名の使用について	1
	(参考) 制度の対象となる方	2
5	宣誓手続の流れ	3
6	宣誓時に必要な書類	4
7	宣誓後の手続きについて	5
	(1) 受領証等の再交付	5
	(2) 受領証等の返還	5
8	宣誓者が利用可能な行政サービスについて	6
9	Q&A	7

(参考) 要綱・様式集

- ・ 設楽町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書 (様式第1)
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る近親者等の同意書 (様式第2)
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証 (様式第3)
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード (様式第4)
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書 (様式第5)
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届 (様式第6)

1 制度の目的

設楽町は、すべての人がいきいきと安心して暮らせるまちの実現を目指し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しています。

この制度は、様々な事情により婚姻制度を利用できず、生きづらさを抱えているお二人のパートナーシップおよびその家族を含めたファミリーシップを認証し、お二人がお互いを人生のパートナーとして、いきいきと暮らすことを応援するものです。

制度の導入により、性的マイノリティの方などに対する理解が広がり、お互いの人権を尊重しながら共生する社会を目指すとともに、だれもが生涯にわたり心身ともに健康で充実した生活を送ることができる、安心で安全なまちづくりを推進します。

2 パートナーシップ・ファミリーシップとは【要綱第2条】

・ パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、2人の者（一方又は双方が性的少数者である2人や、その他様々な事情により婚姻制度等を利用することができない又は利用しない2人をいう。）の関係をいう。

・ ファミリーシップ

パートナーにある方の一方又は双方の近親者（三親等内の方）、その他町長が適当と認める方（以下「近親者等」といいます。）を含め、家族であることを約した関係をいいます。

3 宣誓をすることができる方【要綱第3条】

以下のいずれにも該当していることが必要です。

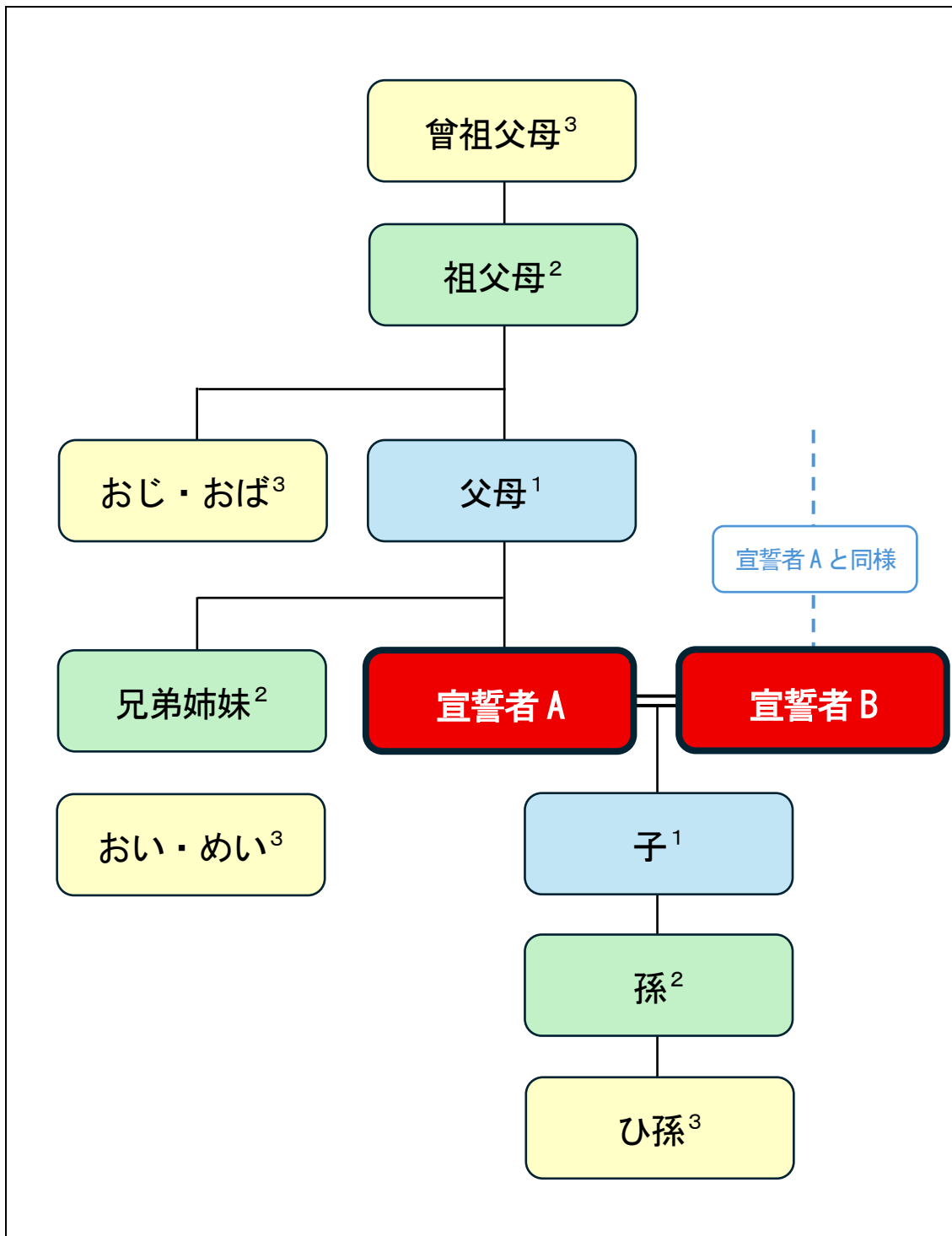
- ・ 双方が成年に達していること。
- ・ 少なくともどちらか1人が設楽町民であること、または宣誓の日から3か月以内に設楽町に転入を予定していること。
- ・ 双方に配偶者がいないこと、宣誓者以外の方と事実上の婚姻関係がないこと。
- ・ 双方が他の者とパートナーシップまたはそれに類する関係にないこと。
- ・ 双方が近親者でないこと（パートナーシップに基づき養子縁組をしている、またはしていた場合を除く）。

4 通称名の使用について【要綱第6条】

性別違和等で通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。

また、宣誓書受領証および宣誓書受領証カードの表面については、通称名を記載して発行します（裏面には、戸籍上の氏名を記載いたします）。

(参考) 制度の対象となる方



※ 数字は親等数です。

※ ファミリーシップは、近親者等（3親等内）が対象となります。

5 宣誓手続の流れ【要綱第4条、第5条、第7条】

	対面で宣誓する場合	オンラインで宣誓する場合
宣誓日の予約	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欄外の連絡先に連絡のうえ、宣誓日の事前予約をお願いします。 ○ 予約にあつては、以下の情報をお伝えください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓する二方の氏名、生年月日 ・ 連絡先（住所、電話番号） ・ 宣誓方法（対面またはオンライン） ・ 宣誓希望日時 ・ 通称名（通称名で宣誓される場合のみ） ・ 国籍（外国籍の方のみ） ○ 宣誓日の日程調整、書類の確認等を行います。 ※ 宣誓日時は御希望に添えない場合があります。 	
書類送付	/	<p>宣誓をしようとするお2人が自ら記入した必要書類（4ページ参照）を、宣誓日の概ね3日前までに届くよう、欄外の連絡先に郵送してください。</p>
宣誓	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご予約の日時に、必要書類（4ページ参照）をお持ちのうえ、企画ダム対策課までパートナーの2人でそろってお越しください。 ・ 提出書類による要件確認および本人確認を行ったのち、町職員の立会いのもと「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」に自署し、提出していただきます。 ※ 宣誓場所は、設楽町役場本庁舎内のプライバシーに配慮した場所をご用意します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご予約の日時に、パートナーのお2人が同席のうえ、指定した方法（WEB会議ツール）に接続してください。 ※ 接続においては、映像および音声の送受信が可能な状態にしてください。 ・ 事前に郵送いただいた提出書類による要件確認および本人確認を行ったのち、町職員との通話のもと、宣誓を行っていただきます。
交付	<p>書類等に不備がなく、宣誓に問題がなければ、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証およびパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（以下、「受領証等」という）を交付します。</p>	

【連絡先】 設楽町企画ダム対策課

住 所：〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地

電 話：0536-62-0514

電子メール：kikaku@town.shitara.lg.jp

受付日時：月～金曜日、8時30分～17時15分 ※土日祝、12月29日～1月3日を除く

6 宣誓時に必要な書類【要綱第4条、第7条】

	対象	内容	
提出 が 必 要	全ての方	(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書（様式第1号）※ ¹ (2) 住所が確認できる書類※ ² ア 町内に住所を有する場合 住民票の写し又は住民票記載事項証明書※ ³ （宣誓日以前3か月以内に発行されたもの） イ 宣誓の日から3か月以内に町内に転入を予定している場合 転出証明書など、転入を予定している事実が確認できる書類※ ⁴ (3) 現に婚姻していないことを証明する書類※ ⁵ 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書 その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの） (4) その他、町長が適当と認める書類	
	ファミリーシップ宣誓を行う場合	(1) 戸籍謄本等の近親者等である事実を確認できる書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたもの）※ ⁶ (2) 宣誓日時点において15歳以上の近親者等にあつては、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る近親者等の同意書（様式第2号） (3) その他、町長が適当と認める書類	
	通称名を使用する場合	日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写し（郵便物や各種会員証、社員証等）	
提 示 が 必 要	全ての方	顔写真が確認できる書類（本人確認のため）いずれか1種類 ※ 顔写真のない書類にあつては、いずれか2種類	
		【以下のうち1つ（顔写真付き）】 ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）（表面のみ） ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート） ・ 在留カード ・ 国、地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き）	【以下のうち2つ（顔写真なし）】 ・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証 ・ 年金手帳、年金証書 ・ その他、国、地方公共団体が発行したもの

※1 宣誓を行う2人の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できない場合は、2人の立会いのもとで、他の人に代筆してもらうことができます。

※2 3か月以内に発行されたものを1人1通ずつご提出ください。ただし、宣誓する2人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。

※3 マイナンバー（個人番号）の表示がないものをご提出ください。

- また、住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。
- ※4 ただし、宣誓の日から3か月以内に、転入したことがわかる書類（住民票の写し又は住民票記載事項証明書）をご提出ください。
- ※5 1人1通ずつご提出ください。
- なお、外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。2人が外国で同性婚をしている場合には、それが証明できるものに日本語訳を添付してご提出ください。
- ※6 「対象：全ての方」欄内の書類で当該事実を確認できる場合は不要です。

7 宣誓後の手続きについて

(1) 受領証等の再交付【要綱第7条】

次の場合には、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができます。

なお、紛失以外の理由により再交付を申請する場合にあっては、受領書等を添付してください。

ア 受領証等を紛失、毀損または汚損した場合

- ※ 紛失を理由として再交付を受けた後、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を返還してください。

イ 宣誓者の氏名等に変更があった場合

- ※ 戸籍抄本（当該改姓または改名後のものであって、内容変更届の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添付してください。通称名を変更する場合にあっては、当該通称名を使用していることが確認できる書類を添付してください。

ウ ファミリーシップ対象者を追加または削除する場合

- ※ 戸籍謄本等の近親者等である事実を確認できる書類（内容変更届の提出以前3か月以内に発行されたものに限る。）及び当該近親者等の同意書（15歳以上の近親者等に限る。）を提出してください。






(2) 受領証等の返還【要綱第8条】


次の場合には、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）を提出のうえ、受領証等を返還してください。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消された場合。
- (2) 宣誓者の一方が死亡した場合。
- (3) 一方または双方が町外へ転出した場合。
- (4) 婚姻または宣誓者以外の者とパートナーシップを形成した場合。
- (5) その他返還すべき事由が生じた場合。

8 宣誓者が利用可能な行政サービスについて

パートナーシップ及びファミリーシップにある方は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードを提示することで、以下の行政サービスを利用できます。

名称	内容	町HP	担当課
罹災証明書の交付	火災等により被害に遭われた方で証明書が必要な場合、代理申請をすることができる。		財政課 62-0516
所得証明書（課税・非課税証明書等）の発行	各証明書等の発行の代理申請をすることができる。		
納税証明書の発行	また、同一世帯で生計を同じくしている		
個人町県民税、固定資産税の課税資料の閲覧	同居のパートナーは、課税資料を代理で閲覧できる。		
土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	土地家屋価格等縦覧帳簿を代理で縦覧できる。		
住民票の続柄の選択	住民票の世帯主との続柄を「縁故者」とすることができる。		町民課 62-0519
住民票の交付請求	住民票同一世帯の方は、同一世帯員として住民票の写しの交付請求をすることができる。		
生活保護の申請	生計が同一の場合、生活保護の申請ができる。		
放課後児童クラブの利用	ファミリーシップにある子は、放課後児童クラブを利用でき、パートナーは「保護者」として迎えに行くことができる。		
保育園での保護者としての送迎、行事等への参加	ファミリーシップにある子（園児）について、パートナーは「保護者」と同様の対応とし、送迎や行事等への参加ができる。		
障害者等日常生活用具費給付事業	ファミリーシップにある子について、未成年の場合、パートナーが保護者として申請できる。		

名称	内容	町HP	担当課
町営住宅への入居	町営住宅に入居申請ができる。		建設課 62-0528
			教育委員会 62-0531
小中学校での保護者としての送迎、行事等への参加	ファミリーシップにある子(小中学生)について、パートナーは「保護者」と同様の対応とし、生活環境調査票に保護者として記載できるほか、学校への送迎や行事への参加、各種面談(保護者面談、進路相談、生徒相談)等ができる。	/	教育委員会 62-0531
就学・教育相談	パートナーも保護者として就学・教育相談を受けることができる。		

9 Q&A

(1) 制度について

Q パートナーシップ・ファミリーシップ制度と婚姻はどう違うのですか。

A 本制度は、法律上の婚姻（※異性間の婚姻を前提としたもの）とは異なります。

行政の内部規定である要綱に基づき、行政サービスの一部において、家族として取り扱われるというもので、婚姻と同様の法的効力（相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務）が生じるものではありません。

町が性的指向や性自認にかかわらず、多様な家族のあり方を尊重する姿勢を示すものです。

Q 同性のパートナーに限定した制度ですか。

A 本制度は、同性パートナーに限定したものではありません。事実婚の関係の方など、要件を満たしていれば、性的指向や性自認等にかかわらず利用できます。

Q 事実婚との違いは何ですか。

A 事実婚は、法律婚の形式をとらずに実質的に夫婦として生活する関係を指します。

本制度は、事実婚かどうかにかかわらず、宣誓に基づいて町が関係を証明する点に特徴があります。

Q パートナー同士が養子縁組をしている場合であっても、宣誓できるのはなぜですか。

A 家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組を結んだままでもパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓ができることとしています。

(2) 要件について

Q パートナー同士が同居している必要はないのですか。

A 様々な要因で同居できない場合も考えられますので、同居は要件としていません。

Q 外国籍でもパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓はできますか。

A 外国籍の方も、要件を満たしていれば宣誓できます。

なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行っても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q 海外で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A 日本国内では婚姻が成立していないので、宣誓を行うことができます。

Q 制度を利用している方が、町外へ転出した場合はどうなりますか。

A 2人とも市外に転出する場合は、制度の要件から外れるため、町の制度に基づく受領証等は原則として返還していただきます。

(3) 手続きについて

Q 宣誓に費用はかかりますか。

A 宣誓や受領証等の交付は無料です。

ただし、宣誓の際に必要な書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q 宣誓において、宣誓者のプライバシーは守られますか。

A 宣誓に関する個人情報は適切に管理し、同意なく公表することはありません。

また、宣誓の際は、プライバシーに配慮し、オンラインまたは個室対応を行います。ご不安な点があれば、予約時にご相談ください。

Q 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者の2人がそろって宣誓してください。

なお、何らかの理由により宣誓書に自署できない場合は、ご本人の意思確認ができれば代筆が可能です。

(4) 受領証等について

Q 受領証等はいつ交付されますか。

A 提出書類の確認を行った後、交付までに1週間程度期間をいただきます。

なお、郵送での受領を希望される場合は、簡易書留等で送付します。

再交付の場合も同様です。

Q 受領証等に有効期限はありますか。

A ありません。当制度は、町として宣誓書を受領した事実を証明するものであり、また、法的効力を有するものではないので、受領証等自体に有効期限はありません。

Q 受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

A 使用できません。パートナーシップまたはファミリーシップの関係にあることを約した事実を証するものです。